

# 山口県報

平成21年  
8月14日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(港湾課)	一
告示	一
土地収用法の規定に基づく収用及び使用の手続の開始(監理課)	一
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	一
公告	一
国土調査の成果の認証(地域政策課)	二
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課)	三
選管告示	三
政治団体の名称等	三
政治団体の異動事項	四
解散等に係る政治団体の名称等	四
不在者投票のできる老人ホームの指定	四
公安委告示	四
技能検定員審査の実施	五
教習指導員審査の実施	八



山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年八月十四日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第五十八号

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例(平成二十一年山口県条例第四十四号)の施行期日は、平成二十一年八月十五日とする。



### 山口県告示第三百三十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定により、次のとおり収用及び使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成二十一年八月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 起業者の名称  
山口県
- 二 事業の種類  
一般県道新山口停車場長谷線改築工事(山口県山口市小郡下郷字堂ノ下地内から同市小郡下郷字流田地内まで)並びにこれに伴う市道及び下水道施設付替工事
- 三 手続が開始される土地
  - (一) 収用の手続が開始される土地
  - 山口県山口市小郡下郷字堂ノ下、字下松南、字寺向、字堂ノ上及び字河内地内
  - (二) 使用の手続が開始される土地
  - 山口県山口市小郡下郷字堂ノ下、字寺向及び字堂ノ上地内
- 四 収用及び使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
山口市小郡総合支所

### 山口県告示第三百三十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十一年八月十四日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

柳井市伊保庄字小崎三五七九の三に沿接する堤から同市伊保庄字火見崎三五六七の二に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から24の地点までを順次結んだ線及び1の地点と24の地点を結ぶ平成十五年秋分の満潮位(D・L. +三・一七メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 柳井市伊保庄字黒嶋の黒島山四等三角点(北緯三三度五六分二三・三八六秒東経一三二度〇七分三〇・二〇三秒)から三三三度四四分五七秒三三

一・七五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から六一度三八分一四秒一三・一二メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三一八度二三分四七秒〇・六四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から四八度五四分〇三秒八・〇五メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一三七度五六分〇六秒一・五二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一三八度三九分五四秒二・六五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二二八度三九分五四秒一・〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一三八度四八分三三秒三・八九メートルの地点
- 9の地点 8の地点から四八度五一分四五秒一・〇〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一三八度五一分四五秒一九・八五メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二二八度五一分四五秒一・〇〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一三八度四五分一・一秒四・四八メートルの地点
- 13の地点 12の地点から四八度五四分一三秒一・〇〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一三八度五四分一三秒一九・五一メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二二八度五四分一三秒一・〇〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一三八度三九分〇三秒四・四九メートルの地点
- 17の地点 16の地点から四八度五一分四五秒一・〇〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一三八度五一分四五秒一九・五一メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二二八度五一分四五秒一・〇〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一三八度五八分三三秒四・五〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から四八度五一分〇七秒一・〇〇メートルの地点

(三) 面積

二、九九五・五六平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十七年一月十七日 指令平一六港湾第一〇三三八号

三 関係図書を閲覧できる市町

柳井市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成二十一年八月六日



(二五七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十一年八月十四日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成十五年十月二十日から平成十八年三月二十七日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	豊田町大字地吉の一部
"	平成十七年五月十日から平成十九年一月二十九日まで	"	"
"	平成十八年五月十日から平成二十年三月三十一日まで	"	豊田町大字今出及び大字地吉の各一部

二 認証年月日  
平成二十一年八月十四日

(二五八) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報  
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成二十一年八月十四日

山口県知事 二井 関 成

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及び氏名又は名称
平二一口県第一号	CO三二	雑 種	平成一七、六、二七	宮 城 県 級 外	周南市大字東山	有限会社鹿野ファーム
第二号	CO四一	"	平成二〇、一、二二	"	"	"
第三号	CO四五	"	七、一六	"	"	"
第四号	東平福(全和黑一三二九)	黒毛和種	平成一〇、三、一六	山 口 県 二 級	美祢市伊佐町河原	山口県農林総合技術センター
第五号	北乃勝関(全和黑原四〇八五)	"	平成一一、四、二九	"	"	"
第六号	福美美(全和黑原四六六三)	"	平成一五、六、一五	"	一級	"
第七号	益次郎(全和黑原四七〇〇)	"	八、一六	"	二級	"
第八号	嘉年晋(全和黑原四八〇七)	"	平成一六、五、一六	"	一級	"
第九号	安系桜(全和黑原四八〇六)	"	"	"	"	"
第一〇号	武久丸(全和黑原四八三一)	"	七、二七	"	二級	"
第一一号	章湖二(全和黑原五〇〇五)	"	平成一七、一、二七	"	一級	"
第一二号	東茂晴(全和黑一四三八一)	"	平成二一、二、二一	"	"	"

第三号	高北浦(全和黑原五一〇五)	"	一〇、一六	"	"	"
第四号	北青海(全和黑原五一〇六)	"	一、一	"	"	"
第五号	勝典平(全和〇七子山黒一三三三四一三九七二)	"	平成一九、二、一四	"	"	"
第六号	和宝駒(全和無八七)	無角和種	平成二〇、三、二五	"	"	"
第七号	義花	和 種	平成一六、一、一四	"	級外	萩市見島多田一馬
第八号	幸峰	"	平成一一、三、一三	"	"	"
第九号	黒瀬	"	平成一〇、一〇、一〇	"	"	山根和夫
第一〇号	大吉	"	平成一三、一、一五	"	"	"



山口県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年八月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出年月日
自由民主党五省支部	友田 有	畑野 浩己	下関市碑之町11番20号		平成21、7、24
上岡孝光後援会	安村 義博	森本 真二	玖珂郡和木町和木2丁目12番25号		" 23
河崎平男後援会	岡田 勝之	中村 真也	山陽小野田市大字植生11200の1		" 9
徳脇文毅後援会	松村 武男	山本 逸雄	柳井市新庄1134		" 6

梶原雄後援会	梶原雄	三浦実	萩市大字須佐41200の2	"	"	14
--------	-----	-----	---------------	---	---	----

**山口県選挙管理委員会告示第六十九号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のおおひである。

平成二十一年八月十四日

山口県選挙管理委員会 告示 五 第 五 号

政治団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備 考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党岩国支部	代表者	寺園 久恵	石本 崇	平成21、7、2
	会計責任者	横尾 純司	河村 幸生	
自由民主党岩田万川支部	事務所	岩国市多田3丁目101の5	岩国市飯田町1丁目2番27号	" " 24
	代表者	原 久夫	長田 好夫	
内閣まもる後援会	事務所	萩市大字上田万2184の2	萩市大字下小川11028の8	" " 1
	代表者	藤村 昭二	國弘 勝昭	
國井益雄後援会	会計責任者	安永 健男	久野 茂男	" " 6
	代表者	原田 和敬	山崎 勲	
日本司法書士政治連盟山口県会	代表者	菅野 克己	長岡 正興	" " 14
	事務所	藤里 隆	亀永 恒二	
山口県商工政治連盟	代表者	古屋 隆司	熊谷 茂	" " 23
	事務所	山口市金古曾町1番1号	山口市中園町4番10号	

山口県土地家屋調査士政治連盟	代表者	三好 一敏	栗川 良介	" " 13
	会計責任者	松田 光則	日本 博	

**山口県選挙管理委員会告示第七十号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のおおひである。

平成二十一年八月十四日

山口県選挙管理委員会 告示 五 第 五 号

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県乳販支部	吹田 隼	南 佳則	山口市糸米1丁目4番52号	平成21、6、30
伊藤秀行後援会	伊藤 秀行	伊藤 晶子	大鳥郡周防大鳥町大字久賀4165	平成20、12、31
植谷業後援会	浜本 陽子	植谷 治夫	" " 大字内入413	平成21、6、30

**山口県選挙管理委員会告示第七十一号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十一年八月十四日

山口県選挙管理委員会 告示 五 第 五 号

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

有料老人ホームさわやか 下関市長府黒門南町六番五三三号 平成二一、八、七

昇陽式養館



山口県公安委員会告示第三十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年八月十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十一年九月十四日（月曜日）及び同月十五日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十一年八月三十一日（月曜日）から同年九月四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
二万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

れる者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査の種類	審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能		四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能		七千五百円
三 教則の内容となっている事項		二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識		二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識		二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識		二千二百円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

- 八 その他  
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類  
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十一年九月十五日（火曜日）及び同月十六日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年八月三十一日(月曜日)から同年九月四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

ついでに審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十一年九月十七日(木曜日)及び同月十八日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年八月三十一日(月曜日)から同年九月四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に

相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	一千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

- 技能検定員審査(大型三種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十一年九月十八日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十一年八月三十一日(月曜日)から同年九月四日(金曜日)までの午前八時

三十分から午後五時十五分まで  
四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいづれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二千二百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千二百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考

大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年八月十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十一年九月二十四日(木曜日)及び同月二十五日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十一年八月三十一日(月曜日)から同年九月四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料

一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査の種類	審査の細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能		四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能		千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能		千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識		千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識		千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識		千四百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類  
教習指導員審査(普通)
  - 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十一年九月二十五日(金曜日)及び同月二十八日(月曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

備考	審査細目	減ずる額
	一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
	二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
	三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
	四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
	五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
	六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十一年八月三十一日(月曜日)から同年九月四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。
- 八 その他
    - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
    - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
  - 一 審査の種類  
教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)
  - 二 審査の日時及び場所
    - (一) 日時 平成二十一年九月二十九日(火曜日)及び同月三十日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
    - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
  - 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十一年八月三十一日(月曜日)から同年九月四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
  - 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
  - 五 提出書類
    - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
    - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
    - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
  - 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
  - 七 審査手数料  
九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型三種)、教習指導員審査(中型一種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年九月三十日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年八月三十一日(月曜日)から同年九月四日(金曜日)までの午前八時

平成二十一年八月十四日印刷  
平成二十一年八月十四日発行

発行所 山口県庁  
発行人 山口県知事

三十分から午後五時十五分まで  
審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいづれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千元
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。